

警報の発令及び地震等非常災害時の登下校について

令和8年4月7日

警報の状況		家庭での対応	
伊 丹 市 に	特別警報	午前7時の時点で 発令中だったら	臨時休業になります。 (その後、解除になっても臨時休業です。)
		在校中の発生	「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」の時と 同じです。
	暴風警報 大雨警報 洪水警報 大雪警報 暴風雪警報の いずれかが発令 されている場合	午前7時の時点で 発令中だったら	登校の用意をして「自宅待機」してい てください。
		午前9時までに解除に なったら	解除になった時点で、安全を確認の上、 登校させてください。 ※午前中授業(12:15下校)で、 給食はありません。
		午前9時の時点で 発令中だったら	「臨時休業」になります。 各家庭で安全に過ごさせてください。
		在校中の発生	通学路の安全を点検し、状況により下校 または学校に待機させます。 ※発令時刻により給食を食べないで下校す ることもあります。各家庭でも緊急の下校に備え てください。 原則として「登校」です。但し、危険が予測され る場合は、ご家庭の判断で「自宅待機」させ、 危険が去ってから登校させてください。
		上記以外の警報	午前7時の時点で発令中で 登校の時刻になっても解除 になっていない時
地 震	登校前に伊丹市に震度5弱 以上の地震が発生した時	臨時休業です。	
	在校中の発生	児童を安全な場所に避難させ保護するととも に、通学路の安全、校区内の被害状況を点検 し、状況により下校又は待機させます。	
熱中症特別警戒アラート	兵庫県に「熱中症特別警戒 アラート」が発令された場合	臨時休業です。学校から配信される課題に取り 組みます。 児童くらすぶの利用者には、別途連絡がありま す。	